

福島第一原子力発電所

特定原子力施設に係る実施計画の 一部補正について

平成25年3月29日

東京電力株式会社



東京電力

実施計画の位置づけ

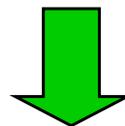
特定原子力施設への指定と実施計画に基づく規制への移行

「特定原子力施設」への指定

福島第一原子力発電所は、原子炉等規制法64条の2に基づき、原子力事故が発生し、応急の措置を講じている施設として平成24年11月7日に「**特定原子力施設**」に指定された。

「実施計画」に基づく規制・検査

指定後、原子力規制委員会により示された「**措置を講ずべき事項**」に基づき、特定原子力施設に関する保安又は特定核燃料物質の防護のための措置を実施するための計画である「**実施計画**」を策定し、平成24年12月7日に原子力規制委員会に提出



原子力規制委員会は、当該実施計画の妥当性を評価し、認可するとともに、実施計画の認可後は、実施計画に基づき事業者が適切な対応を行っているかを検査する

実施計画の認可までのプロセスとこれまでの審議状況

実施計画の提出（平成24年12月7日）

特定原子力施設監視・評価検討会による審議（H25.3.29現在）

第1回(H24.12.21): 全体説明

第2回(H25.1.24) : リスク評価、多核種除去設備

第3回(H25.2.1) : 多核種除去設備、線量低減対策

第4回(H25.2.21) : 多核種除去設備、4号機使用済燃料プールからの燃料取り出しの安全性、3号機燃料取り出しカバー、1～4号機原子炉建屋の耐震性

第5回(H25.3.1) : 多核種除去設備、4号機使用済燃料プールからの燃料取り出しの安全性

第6回(H25.3.8) : 多核種除去設備、全体工程・リスク評価、燃料デブリ取り出し、敷地周辺における線量評価

第7回(H25.3.29) : 停電事故

原子力規制庁との面談における個別指摘事項への対応

審議状況・個別指摘事項等を踏まえた**実施計画の全体補正**
(準備が整った箇所から順次申請)

これまでの補正実績

H24.12.25 : 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の耐震性等の評価

H25.1.11 : 特定原子力施設の保安について、福島第一の組織見直しに伴う変更

H25.2.7 : 特定核燃料物質の防護

H25.3.22 : 全体補正1回目

H25.3.29 : 全体補正2回目 ← ----- 本日の提出

原子力規制委員会ならびに規制庁の確認・評価

実施計画の認可

補正内容の種類

補正内容の種類

- 1 . 原子力規制庁による「実施計画」と「中期的安全確保に関する施設運営計画」の記載内容との比較・審査によって、記載を充実化する事項
- 2 . 監視・評価検討会の外部有識者から記載するようご指摘のあった事項
- 3 . 原子力規制庁との実施計画記載方針面談の結果により、実施計画の記載充実が必要と判断した事項
- 4 . 監視・評価検討会での議論やご質問への回答等を踏まえて、実施計画への記載の充実が必要と判断した事項



本補正内容については概ね、これまで中長期ロードマップ、施設運営計画ならびに特定原子力施設監視・評価検討会の説明資料等で公表してきた内容である。

【参考】各章の補正内容の例

特定原子力施設の全体工程及びリスク評価

「2 リスク評価」について、

使用済燃料乾式キャスクの落下防止対策について記載

今後のリスク低減対策について、リスク評価の適切性確認の視点を踏まえた評価を追記

特定原子力施設の設計、設備

「1.13 緊急時対策」について、

緊急時の避難指示として、緊急放送が聞こえないエリアでの作業員への避難指示について追記

外部電源喪失時における連絡手段及び緊急復旧用照明の確保について追記

特定原子力施設の保安

第1編、第2編の補正は、基本的には現行の保安規定に反映済みの内容であり、今回実施計画にも反映したもの。

- ・ 使用済燃料輸送容器保管建屋からの使用済燃料乾式貯蔵容器の搬出・点検及び使用済燃料乾式キャスク仮保管設備への使用済燃料の運搬・貯蔵に係る規定を追加
- ・ 多核種除去設備の設置に伴う規定を追加

等